

## 法文化学会第 19 回研究大会ご案内

拝啓

涼しさの増すこの頃であります、会員の皆様におかれましては益々ご清祥のことと存じお慶び申し上げます。

さて、かねてよりニューズレターを通してお知らせ致しておりました、法文化学会第 19 回研究大会を、下記の要領にて開催致しますので、皆様におかれましては、万障お繰り合わせのうえご参集賜りますようご案内申し上げます。

敬具

法文化学会第 19 回研究大会準備委員会

2016 年 10 月 8 日

### 記

日 時：2016 年 11 月 19 日（土）10 時開始

場 所：國學院大學渋谷キャンパス 130 周年 5 号館 301 教室

住 所：東京都渋谷区東 4-10-28

昼 食：当日はお弁当などの手配は致しません。ご了承のほど、お願い致します。

懇親会：國學院大學渋谷キャンパスカフェラウンジ若木が丘（学術メディアセンター1 階）

大会参加費：1500 円

懇親会費：5000 円

※ 当日受付にてお支払い下さい。なお学会費に未納のある方は、受付時に学会費もお納め下さいましたら幸いです。

連絡先：大会準備責任者・高塩博（[takashio@kokugakuin.ac.jp](mailto:takashio@kokugakuin.ac.jp)）までお願いします。

※ 本研究大会についてのお問い合わせは、開催前までに、上記のところまでお願い申し上げます。当日のやむを得ないご連絡については、090-5453-8746（事務局・出口携帯）までお願いします。

## 大会日程表

(11月19日(土)、國學院大學渋谷キャンパス 130周年5号館 301教室)

開会挨拶

### テーマ報告「刑罰の法文化」

10:00～10:10 趣旨説明 : 高塩 博 (國學院大學)

10:10～11:10 テーマ報告①: 高田久実 (中央学院大学)  
「明治初年期の財産刑における「贖い」と「刑罰」

11:10～12:10 テーマ報告②: 藤本幸二 (岩手大学)  
「近世・近代刑事法改革における量刑論と「罪刑均衡」

<12:10～13:30 昼休み (理事会開催) >

13:30～14:30 テーマ報告③: 王 雲海 (一橋大学)  
「犯罪と刑罰の法文化——中国、日本、米国の比較から——」

14:30～15:30 テーマ報告④: 松澤 伸 (早稲田大学)  
「スウェーデンの刑罰理論について——刑罰文化を踏まえた一考察——」

<15:30～15:45 休憩>

15:45～16:45 テーマ報告⑤: 河合幹雄 (桐蔭横浜大学)  
「現在日本の一般人と統治者の刑罰観」

16:45～17:15 総会

閉会挨拶

18:00～ 懇親会

以 上

## 法文化学会第 19 回研究大会報告要旨

### テーマ報告①

#### 明治初年期の財産刑における「贖い」と「刑罰」

高田久実（中央学院大学）

明治に入り、法制度の整備を進めていた明治政府は、「王政復古」のスローガンのもと、中国の「律」に準拠した刑法典、新律綱領および改定律例をまず定めた。もっとも、次第に制度設計のモデルは西洋諸国に求められるようになり、その成果として、フランス法を参考とした刑法典が明治 13 年に公布されることとなる（以下では旧刑法典と呼称する）。本報告では、このような「法系」の転換が「刑罰」に与えた体系的影響について考察を試みるため、財産刑に着目して検討を行う。

現行刑法典に定められている財産刑とは、財産の剥奪を内容とする刑罰であるが、律の系譜をひく上述の新律綱領・改定律例には贖罪と収贖が用意された。一方、旧刑法典では、罰金、科料、没収という名称で財産の剥奪を内容とする刑罰が定められており、律系刑法典からの変化が認められると推察できよう。

以上の問題意識をもとに、律系刑法典の運用や必要に応じて出された単行の法令、旧刑法典編纂時の議論などを素材として考察を行い、財産の剥奪という制裁が法典上に編成される様相を明らかにすることを通し、「刑罰」の近代化という課題を繙く端緒を得たい。

### テーマ報告②

#### 近世・近代刑事法改革における量刑論と「罪刑均衡」

藤本幸二（岩手大学）

量刑論は、刑事法学にあっても、その重要性に比して研究の蓄積が十分でない分野であると言われる。しかしながらそのような中でも、我が国とドイツにおいては、責任に応じた刑罰（責任刑）を基軸としながら、受刑者の矯正・再社会化可能性を反映させるべきとする、いわゆる「幅の理論」が主流となっている。

他方、英米法圏にあっては、「罪刑均衡の原則」または「犯行均衡原理」に基づく量刑のあり方が主流となってきたが、近年、これらの量刑論に対し、刑事法に対するアメリカ法の影響力が強い我が国のみならず、ドイツでも関心が集まっていると伝えられている。

しかしながら刑事法史に目を転じれば、近代刑事法の礎となった啓蒙期の刑事法改革において何よりも強調されたのは、中近世の苛酷な生命刑と身体刑を中心とした刑罰体系から脱し、「罪刑均衡」を実現すべきである、とする考え方だったはずである。さすれば、今後の量刑論の行く末を考える上でも、いま一度、刑事法史的視野から、啓蒙期刑事法改革でその実現が目指された「罪刑均衡」がどのようなものであったかを再検討してみる意味があるのではないだろうか。

今回の報告では、このような視座から、17世紀から19世紀初頭にかけての量刑論における「罪刑均衡」に対する意識がどのようなものであったかを考察・検討していきたい。

### テーマ報告③

#### 犯罪と刑罰の法文化——中国、日本、米国の比較から——

王 雲海（一橋大学）

中国、日本、米国のいずれにおいても、犯罪と刑罰を定めている刑事法とそれを運用する刑事司法がある。しかし、外見上同じ「犯罪」と「刑罰」であっても、法律上のそれぞれの中味（「見える犯罪と刑罰」）が大きく違うのみならず、社会における実際の意味合い、人々の捉え方（「見えざる犯罪と刑罰」）も大きく異なっている。なぜそのような大きな違いがあるのであろうか。

本報告では、まず、犯罪、刑罰、刑事司法に関する中、日、米の具体的違いをあげる。次に、そのような違いから、中国における犯罪と刑罰の特徴を「政治中心とする、狭くて重いもの」、日本のそれを「文化を中心とする、広くて軽いもの」、米国のそれを「法律を中心とする、二分化するもの」とそれぞれ分類する。最後に、以上のような違いをもたらしている原因として、中国の社会特質は「権力社会」で、日本のそれは「文化社会」で、米国のそれは「法律社会」だからであるとして、結論をつける。

以上の検討を通じて、どこ这个社会でも同じ存在として同じ役割を果たすとする文化、法文化は、実は、存在しておらず、そのような前提での文化研究の限界性を指摘し、「文化」、「法文化」の定義や射程を改めて問う必要性を示す。

### テーマ報告④

## スウェーデンの刑罰理論について——刑罰文化を踏まえた一考察——

松澤 伸（早稲田大学）

スウェーデン法は、北欧諸国のひとつとして、ヨーロッパ大陸法諸国の中でも、独自の法文化を有しているといわれる。このことは、文化・倫理・思想と極めて密接な関係を持つ刑法においても同様である。スウェーデンの刑法典は、刑法ではなく、「犯罪法典」と名付けられている。これは、刑罰と処分を一元化し制裁と呼ぶという発想からきているものであるが、こうした思想は、いわゆる特別予防論の発展と軌を一にするものであった。

しかし、その後、スウェーデンは、特別予防論の限界に直面する。刑罰の予防効果が実証されない以上、刑罰は、新たな方向からとらえなおされなければならない。こうして登場したのが、新古典主義と呼ばれる思想であるが、この新古典主義には、いろいろな点で誤解も見られる。絶対応報刑論の単なる焼き直しというのはその最たるものであろう。現在のスウェーデンにおける刑罰思想は、理論的にも実際のにも、世界で最も洗練された機能的思想に基づいている。

本報告では、スウェーデンの刑罰文化を基礎に据えて、その刑罰思想の変遷をたどりつつ、現代におけるスウェーデンの刑罰理論から、我が国が何を学ぶことができるか、考察したい。

### テーマ報告⑤

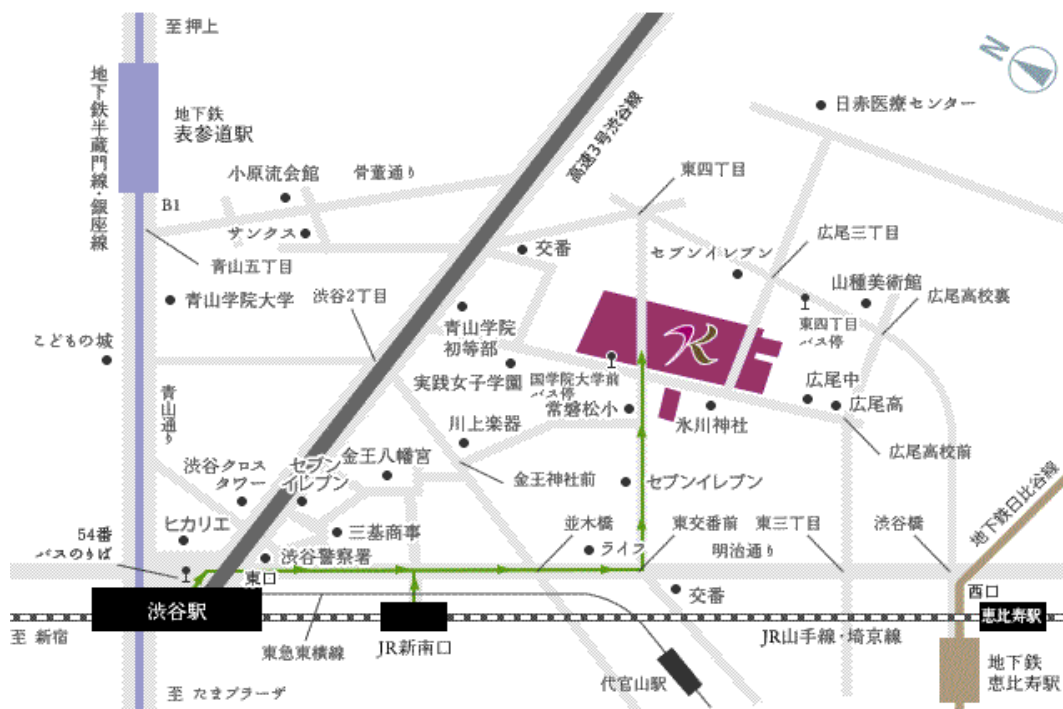
#### 現在日本の一般人と統治者の刑罰観

河合幹雄（桐蔭横浜大学）

日本の現行刑法も刑事訴訟法も、警察組織、刑務所、裁判所も、どうみても洋物である。これらは、全て明治維新以降に継受あるいは導入されたもので、見事なコピーである一方、その運用の実態には、欧米に見られない特徴が幾つも認められる。一審有罪率 99.9%以上は、とりわけ際立つ特徴であり、行政機関の無謬性へのこだわりはすさまじい。他方で、刑罰は一般に軽く、撫民の伝統を彷彿とさせる。犯罪者が、いさぎよく罪を認め、反省し、更生するといった理想形の存在も検討に値する。一般人の刑罰観については、厳罰志向と言われているが、意識調査の結果を検討して、更生へのこだわりの強さを示したい。

最後に、日本の文化的特徴を、その治安の良さとの関係から論じ、大地震がきて警察力が弱体化しても治安が乱れないという特徴について、やや思い切った仮説を提示してみたい。

#### 会場までのアクセス



渋谷駅(JR 山手線・地下鉄・京王井の頭線・東急各線)から徒歩約 13 分

:都営バス (渋谷駅東口バスターミナル 54 番のりば 学 03 日赤医療センター行)「国学院大学前」下車

恵比寿駅(JR 山手線・地下鉄日比谷線)から徒歩約 15 分

:都営バス (恵比寿駅西口ロータリー1 番のりば 学 06 日赤医療センター行)「東四丁目」下車

## 研究大会会場及び懇親会会場

